諏訪圏域子ども応援プラットフォーム 役員報酬規程

(総則)
第1条 この規程は諏訪圏域子ども応援プラットフォーム(以下、「当団体」という)の定款第17 条第3項に基つ゛き、役員に対する報酬の支給及ひ゛費用の弁償に関して基本事項を定める。

(報 酬)
第2条 当団体の役員には報酬は支払われない。

(費用弁償)
第3条 当団体の役員か゛その職務の執行に当たって負担した費用(職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう)については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
(改廃)
第4条 この規程の改廃は総会の決議を経て行う。
(補 足)
第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。
附則 この規定は2021年 9月15日から施行する。
(2021年9月1日運営委員会決議)